

# 実践研究大会 抄 録 集

## 抄 録

- ・発達障害者とその家族に対する相談支援のあり方について  
白井 信光 (NPO法人ピアネット北) . . . . . 34
- ・意思決定支援における動機づけ面接の応用について  
川崎 千枝 (世田谷区社会福祉協議会) . . . . . 36
- ・文献レビューによるスピリチュアルアセスメント方法の一考察  
塩澤 綾子 (帝京平成大学) . . . . . 38
- ・宿泊所から見える「法制度の対象にならない福祉ニーズ」  
中野 宏美 (特定非営利活動法人しあわせなみだ) . . . . . 40
- ・都内就労支援事業所による高次脳機能障がい者支援の可能性  
井上 佳江子 (東京コロニー東京都大田福祉工場) . . . . . 42
- ・障害者就労支援事業所における施設外就労導入の効果について  
橋本 一豊 (特定非営利活動法人WEL 'S新木場) . . . . . 44
- ・電話相談におけるソーシャルワーク実践  
松村 茂 (電話相談事業研究開発委員会) . . . . . 46

## 活動実践報告・事業報告・ワークショップ

- ・「罪に問われた高齢者・障害者への支援」司法福祉委員会 . . . . . 48
- ・「事業報告」低所得者支援事業センター . . . . . 49
- ・「防災・減災を考える」災害福祉委員会 . . . . . 50
- ・「就労支援における連携とは」就労支援委員会 . . . . . (別紙)
- ・「意思決定支援に配慮した後見実践のあり方について」  
権利擁護センターぱあととなあ東京 . . . . . (別紙)

# 発達障害者とその家族に対する相談支援のあり方について

## ～地域生活の可能性をより豊かに広げるためには～

○白井信光（10481）<sup>1)</sup>，松谷暁子（23469）<sup>1)</sup>，谷内孝行（6928）<sup>2)</sup>

所属：NPO 法人ピアネット北<sup>1)</sup>，桜美林大学<sup>2)</sup>，東京社会福祉士会<sup>1, 2)</sup>

キーワード：発達障害、家族、支援ニーズ、ストレングス視点、多職種ネットワーク

### I. 研究目的

東京都X区の障害者地域自立生活支援センター（以下、支援センター）では、2007年度より思春期・成人期の発達障害者とその家族を対象とした相談支援事業を実施している。筆者らは発達障害者とその家族に対し、より質の高い相談支援を提供すべく、これまで数年間に亘り調査研究を行い、その結果を日本社会福祉士会全国大会で発表してきた。本研究は、こうした研究結果の「中間まとめ」である。

これまでの調査研究目的は以下の3点である。

**調査研究1（2009年）：**利用者と家族の支援ニーズを調査、結果を分野別に整理し検討。

**調査研究2（2011年）：**他機関での支援中断理由を分析、ストレングス視点から検討。

**調査研究3（2013年）：**相談支援事例から多職種連携による相談支援のあり方を検討。

### II. 研究方法

#### 1. 対象者、調査内容・分析方法

**調査研究1（2009年）：**発達障害者（計5名：すべて男性、20～40代）とその家族・面接相談において、支援ニーズに関する聞き取り調査を行う。

**調査研究2（2011年）：**発達障害者（計4名：すべて男性、20～30代）とその家族

・面接相談において、聞き取り調査を行う。

1) 他専門機関の利用中断理由をタイプ別（主訴、相談支援方法等）に分類し、中断時における支援者のストレングス視点の有無について検討する。

2) 他専門機関の利用を中断した前後の状態を比較検討する。

**調査研究3（2013年）：**発達障害者事例（計3名：すべて男性、20～30代）

・専門職（計9名：医師、介護福祉士、教員、言語聴覚士、精神保健福祉士、保育士、臨床発達心理士（社会福祉士取得者含））

・専門職に対するアンケート調査を行う（提示された支援事例への対応についての提案、相談支援の「アセスメントの視点」「環境的配慮（関係性）の視点」「進め方・伝え方の視点」の3タイプに分類する）。

### 2. 倫理的配慮

調査に協力される利用者や家族に対し、本研究の趣旨や内容について説明し、個人情報保護の観点から、個人を特定できるようなデータとして公表しないこと、本研究の目的以外にデータを使用しないことを文書で伝え、調査協力の承諾を得ている。

また今回の発表については、支援センターの許諾を得ている。

### III. 結果

**調査研究1（2009年）：**本人の支援ニーズ

は、仕事、学び、コミュニケーション、健康面、障害等の知識に分類された。家族の支援ニーズは、仕事、コミュニケーション、生活習慣、健康、障害等の知識に分類された。

**調査研究 2 (2011年)**: 他専門機関の支援を中断した理由は、主訴への対応の不満だけでなく、方法についての相談支援ニーズが充足されていなかったことでもあった。また相談支援の中断によって、服薬管理の失敗、自己肯定感の低下、情緒不安定等の状態の悪化を引き起こしているケースもあり、それぞれその後の相談支援の拒否につながっていた。

**調査研究 3 (2013年)**: 「アセスメントの視点」に関して: 9 専門職から 94 の意見・提案、「環境的配慮 (関係性) の視点」に関して: 9 専門職から 58 の意見・提案、「進め方・伝え方の視点」に関して: 8 専門職から 72 の意見・提案。それぞれの専門領域に基づいた提案が見られた。社会福祉士のみで構成される相談支援チームでは得難いと考えられる視点も数多く含まれていた。その一方で、連携についての提案や、長期スパンでの支援計画立案等といった対人援助職の共通基盤と考えられる分野での提案も見られた。

#### IV. 考察

**調査研究 1 (2009年)**: 本人と家族のニーズの多くは重なり合うが、生活習慣等、差異がある分野もあり、家族主導で相談支援を開始する場合には配慮が必要だと考えられる。

**調査研究 2 (2011年)**: さまざまな領域に亘る支援ニーズを抱える発達障害者とその家族が、専門職によってより傷つけられてしまう場合があることを自覚する必要がある。心身や生活の状態を安定させるためにも、継続的な支援が肝要であると言える。

支援の際には、状態悪化の契機となりうる

支援の中断を予防することも重要である。加えて、さまざまな領域において支援ニーズを有する発達障害者支援においては、主訴を解決することだけでなく、相談支援の方法や進め方についてのニーズを受け止めることも、継続的な相談支援の実施において大きな意味を持つと考えられる。

**調査研究 3 (2013年)**: 利用者が様々な専門家のもとへ足を運ぶことは現実的に難しい。社会福祉士が相談支援を実施する場合には、多職種ネットワークを構築し、多職種の視点を活用することが、本人と家族の豊かな地域生活を支えることにつながるのだろう。

**総括**: 多職種の視点を活用したことが契機となり、個別面接に加えて「教育支援プログラム」を実施するようになった。言語・認知面の能力向上といった教育的視点による変化だけでなく、社会生活上の行動についても適応的な行動の向上が見られるようになった。さらに心理面においても、自尊感情の高まりが推察できる自己評価が認められ、本人の力を伸ばす教育的な関わりの重要性を示唆することができた。

#### V. 結論

発達障害者の地域生活の可能性をより豊かに広げていくためには、相談支援を基盤とする社会福祉士が、本人と家族の支援ニーズを把握し、ストレングス視点を大切にしながら相談支援を進めることが必要である。その際には、多職種ネットワークの重要性を鑑みながら、教育的な視点を有する相談支援を実施することが重要となるのではないだろうか。

#### [参考文献]

西隈亜紀 (2014) 「心のケアが必要な思春期・青年期のソーシャルワーク」中央法規出版

# 意思決定支援における動機づけ面接の応用について

○川崎 千枝(18589)

所属：世田谷区社会福祉協議会

キーワード：意思決定支援、動機づけ面接、困難事例への介入、セルフ・ネグレクト、社会的孤立

## 【研究背景】

「自己決定の過程を援助される権利」<sup>1)</sup>をご存じだろうか？意思決定支援の問題は、成年後見制度の分野において、2014年に我が国が障害者権利条約を批准したことを契機に急浮上してきたように思われがちだが、精神保健の分野では今から20年も前の1996年にWHOがクライアントにこの権利を保障していたことに注目した筆者は、支援付き意思決定と同義の自己決定の過程を援助する技法として、動機づけ面接（Motivational Interviewing, MI）に着目した。

原井宏明<sup>2)</sup>によれば、1983年に問題飲酒に対するアプローチとして文献に登場した動機づけ面接は、クライアント中心かつ目的志向的な面接のスタイルによってクライアントのアンビバレンスを探り、それを解消する方向に行動の変化を促していく面接技法である。法律家の間でも意思決定支援の手法が議論されるなか、ソーシャルワーカーの視点で心理社会的アプローチを探求し、支援のあり方を問うていくことが重要である。

## 【研究目的】

筆者がかつて実施した研究の検証データを手掛かりに、権威的面接との比較で動機づけ面接が行動変容に有効であることを明らかにしたうえで意思決定支援への応用について考察し、日々困難事例に取り組むソーシャルワーカーの専門性を活かした相談援助技術について新たな知見を得ることを目的とする。

## 【研究方法】

本研究では、動機づけ面接が行動変容において権威的面接より有効であることを下記の手順で検証し、意思決定支援のツールとしての応用場面について考察した。

### 1. 検証時期と実施方法

2012年7月、勉強会で面接のロールプレイを実施して参加者のデータを収集した。

### 2. 対象者

動機づけ面接を勉強しているMI研究会メンバーである医療従事者・福祉専門職10人（主たる職業・資格：看護師、保健師、臨床心理士、社会

福祉士、精神保健福祉士）

### 3. 手続き

加濃らによる『2つのやり方練習』<sup>3)</sup>を参考に講師役がマニュアルを忠実に再現した模擬面接をデモンストレーションしたあと、メンバーが2人1組になって自身の生活課題等行動変容問題について指標となる重要度と自信度を0~10の11段階で評価してロールプレイを実施した。まず、カウンセラー役が権威的面接を実施してクライアント役の重要度と自信度の変化を評価し、次に動機づけ面接を実施して再び重要度と自信度の変化を評価した。最後に1組ずつロールプレイの振り返りを行なった。

### 4. 分析方法

5組のクライアント役5人のデータを分析対象として、データ解析にはSPSS11.5Jを使用し、重要度と自信度に関する比較はWilcoxon符号付順位和検定を行った。

### 5. 倫理的配慮

個人が特定されないよう分析データは対象者をアルファベット表記する等倫理的配慮を行なった。また、対象者からは研究にデータや感想を使用することに對して同意を得ている。

## 【結果】

重要度に関しては、ベースラインの平均値（標準偏差）は9.00(1.22)、権威的面接後は8.60(1.52)、動機づけ面接後は9.20(1.30)であり有意な差は見られなかった。自信度に関しては、ベースラインの平均値（標準偏差）は1.80(0.84)、権威的面接後は3.00(1.22)、動機づけ面接後は5.80(0.84)であった。ベースラインと動機づけ面接の間で、自信度が4.00上昇し、有意であった( $Z=-2.02, p<.05$ )。また、権威的面接と動機づけ面接の間で、自信度が2.80上昇し、有意であった( $Z=-2.03, p<.05$ )。

図1に示すように、重要度に関しては、権威的面接と動機づけ面接で有意な差はなかったが、自信度に関しては、動機づけ面接によって有意に高まることが示され、かつ、その自信度の高まりは、権威的面接よりも有意に大きいものであるという結果となった。



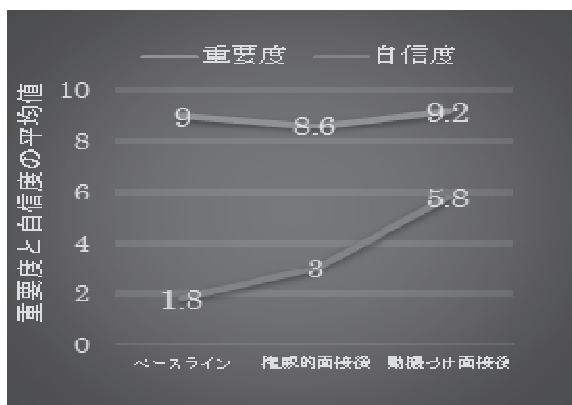


図1 重要度と自信度の変化

**【考察】**

ロールプレイ後に行なった振り返りでは「権威的面接では課題に対してマイナス思考になる」「権威的面接であっても叱咤激励されると動機は高くなるが、動機づけ面接ほどの高揚感はない」などの感想が聞かれ、警告、論理的説得、解決策の提案等他人の視点からの働きかけを権威的に行う権威的面接よりも、ソクラテスの質問法、是認、聞き返し、要約等から自らの肯定的な感情や意味を明確化する動機づけ面接の方が、自信度を高め行動変容を促す効果があることが裏付けられ、参加者自身その有用性が体感できた。

図2は、模擬面接をもとに、生活課題に対してアンビバレントなニーズがある利用者に対する意思決定支援のプロセスを図式化したものである。自己決定の過程で、権威的面接による介入は本人の変化への抵抗を引き出すが、感情や意味の聞き返しを受けて矛盾への自己洞察へと誘う動機づけ面接は、クライアントのチェンジトークを導き出し、肯定的なリアルニーズをもたらすと考えられる。

近年は、禁煙外来や肥満外来等医療現場で動機づけ面接法の効果を示すエビデンスが蓄積されているところであるが、福祉の分野では、セルフ・ネグレクトや虐待の養護者支援、社会的孤立などの困難事例への応用が考えられる。

いわゆるゴミ屋敷や虐待、引きこもりの当事者等は、フェルトニーズとノーマティブニーズに乖離があり、支援者の介入がしばしば困難である。動機づけ面接の特徴は自己矛盾を扱うところにあり、その振りが広がれば広いほど応用しやすい。手法としては、その乖離しているアンビバレントなニーズを矛盾と捉え、聞き返し等でその矛盾を広げて課題の重要度を高め、本人が潜在的規範意識に気付けるよう対話しながら自己決定の過程を援助していく。また、パワーレスな状態であれば是認などの技法を使い、自信度を高めることで行動変容が促進される効果も期待できる。

**【今後の課題】**

動機づけ面接が、相反するニーズを持つ困難事例への介入に有効であるという実践の積み重ねによるエビデンスの構築が今後の課題である。そして、合理的配慮が必要な方が自己決定の過程を援助される権利を行使するときの伴走者として、動機づけ面接のような相談援助技術を身に付け、ソーシャルワーカーとして意思決定支援のあり方を問い続ける必要がある。

**【おわりに】**

本研究における権威的面接と動機づけ面接の比較研究は、2013年3月「社団法人日本動機づけ面接協会（JAMI）第1回大会」での発表を一部改変したものである。

**【引用文献】**

- 1) 木村朋子訳（1996）「精神保健ケアに関する法：基本10原則」WHO 精神保健・依存症予防部門、
- 2) 原井宏明（2012）「方法としての動機づけ面接」岩崎学術出版社、
- 3) 加濃ら（2010）「禁煙指導者研修における動機づけ面接法の「2つのやり方練習」の有用性について」日本禁煙学会雑誌 第5巻第3号

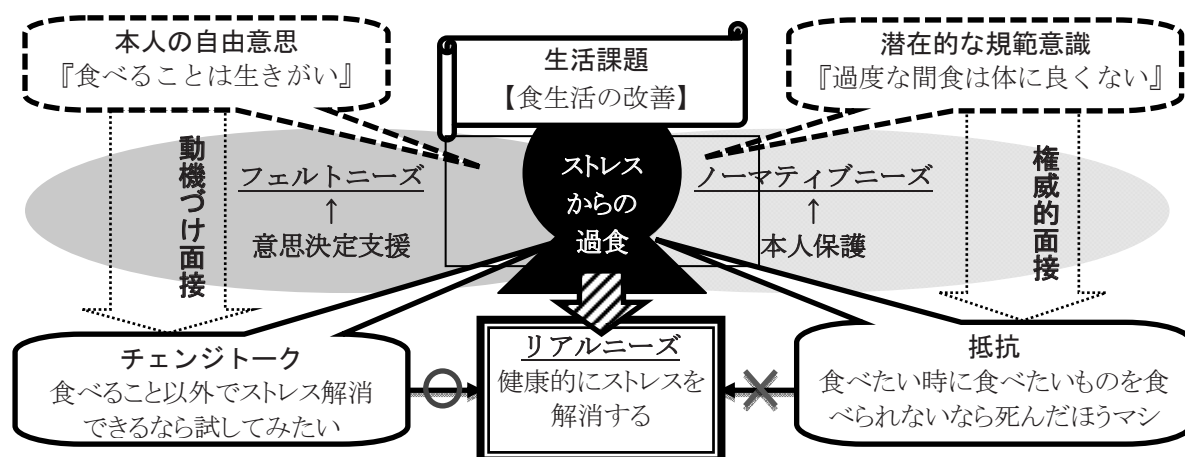


図2 意思決定支援プロセス

# 文献レビューによるスピリチュアルアセスメント方法の一考察

○塩澤綾子, 関野百合子, 寺田翼, 岩澤宣明, 石川友加里, 菊嶋祐輔, 米川和雄 (40230) <sup>1)</sup>

所属: 帝京平成大学 NPO 法人エンパワーメント<sup>1)</sup>

キーワード: スピリチュアル, スピリチュアリティ, アセスメント

## 【研究背景】

2014年7月、新しく世界的にソーシャルワークの定義が改訂された。その内容におけるソーシャルワークの中核的任務の一つである“社会開発”の説明では、これまでの生物—心理—社会等だけでなく、“スピリチュアルなアセスメントと介入”まで求められている。今回の改定には、科学的な思考だけでなく“先住民の知”をも尊重する配慮の他、WHOなどにおけるスピリチュアルな視点が関連していると推測する。

スピリチュアル概念定義は、人によって曖昧であることが指摘されており(例えば、高橋・井出, 2004)、我が国においてソーシャルワークの援助として扱うには、曖昧さを包括する定義とそれに合わせた活用をしていく必要があるだろう。

当然ながら、スピリチュアルアセスメントにおいては、我が国においてまだ確立されていると言えない。しかし、スピリチュアルが心身の健康に寄与することからも、筆者らは、その定義やアセスメント等の方向性を展望することは、大いにソーシャルワーカーにとって意義のあることと考える。

## 【目的】

本研究は、一連のスピリチュアルアセスメント研究の一過程であり、文献レビューを通じてスピリチュアルにおけるアセスメント方法の基本を検討することを目的とする、

## 【方法】

スピリチュアルに関わる文献レビューを通して、スピリチュアルの定義を行なう。とりわけ、2000年～2015年までに刊行されたスピリチュアルに関する書籍・冊子8冊を母体として、それに関わる文献を調査対象とした。このとき、書籍においては、学術性があるかないかを見極めるためにソーシャルワークの領域に関する内容であること、科学的知見が掲載されており、単一論的な意味合いだけの掲載でないことを前提に選択した。これらの書籍から抽出された書籍・論文数は約80である。

## 【結果】

様々な実態調査より、日本人は、神の存在について信じる傾向16.2%、仏教への親しみ65%、墓参りや初詣は90%以上との報告(西, 2009)、仏霊観念の肯定30~40%、厄年、おきよめなどの信仰は約70~80%、神棚・仏壇への参拝50~60%程度(設置なし家庭30%程度)の報告(西脇, 2004)があった。さらに西脇(2004)は各新聞社等の調査をまとめ先祖への尊敬の念は高い一方、特に宗教・信仰の有無や宗教団体への信頼度については各国と比較してかなり低く、宗教文化への伝統的存在観念も低いと報告した。関連する報告として、英国において、クライアントの問題に対して、宗教を取り上げるよりも非宗教的スピリチュアリティを取り上げるほうが同意を得やすいとする報告もあった

(Canda ら, 2009)。また Koenig(2007)は身体的既往歴や精神的既往歴の後で、社会生活歴を質問する際に、スピリチュアルな問題について尋ねるのが最もよい。スピリチュアル・ヒストリーは健康診断や毎年の身体検査の際にもとることができる。なお大峯(1999)は、西暦 1100 年代の鎌倉仏教より自然観があり、日本人の実生活やその宗教文化の根底には自然観(森羅万象・海)があると指摘した

スピリチュアリティの構造的側面より、Takahashi ら(2000)は、スピリチュアリティが、徳等の「強い信仰性、内面の強さ等の「信念をもっている」、利他主義的な「思いやりがある」、存在意義的な「生きがいがある」、来生等の超越的な「死後の世界」という多面性を持つことを指摘している。このようなことは、ユングやフランクフルのヒューマンステック派の文献をレビューした Elkins ら(1988)も類似している。

スピリチュアルと健康因子への関連性として、道徳に基づいた利他的決断をする間に、脳が活動する領域を調べ、利他的選択が前頭前野皮質の前方領域を活性化する(Moll ら,2006)、宗教的コーピング(神を信頼すること、祈りを増やすこと)はベックうつ病評価尺度で測定したうつ症状を有意に低下させ、不安を軽減する傾向(Woods ら,1999)、礼拝によく出席する人(週に 1 回以上)は、参加しない人よりも interleukin-6 濃度が 66%低く、12 年の追跡調査の間に、礼拝によく出席する人はしない人に比べて、死亡率が 68%減少したとの報告(Lutgendorf ら, 2004) などがあった。

## 【考察】

実態調査結果より、我が国において、神の存在を信じる傾向が少なく、墓参りや儀礼的行動は 70%以上の人が取っていることから、スピリチュアルアセスメントにおいては、宗教的なアセスメントをしていくというよりも、非宗教的スピリチュアリティについてアセスメントをしていくほうがより多くの人々のスピリチュアリティに寄り添えると考えられる。この点は以下についても同様である。この他、日本人の特性から宗教的自然観のアセスメントや健康診断時等に確認することの工夫が求められるだろう。

次にスピリチュアリティの構造的側面として、スピリチュアリティの構造は、①人生の使命・存在意義的事項(生きがい・信念・人生の意味と目的)、②対人関係的事項(利他心・思いやり)、③神聖的・宗教的事項(超越・理想主義・強い信仰)、④恩恵的事項(物質的価値・スピリチュアルの実り)の 4 つと要約することができるだろう。これは Canda ら(2009)の欧米ソーシャルワーカー比較による「スピリチュアリティの概念」と比較しても包含できる。

健康因子との関連性において、利他的行為が健康に寄与するならば、ボランティアなどの行為も同様に寄与する可能性があり、非宗教的スピリチュアリティのアセスメントとして聞き方に配慮することもスピリチュアリティのアセスメントとして活用できるかもしれない。さらに実際に宗教に洗礼や帰依をしている場合、礼拝に行けていないことなどが不健康や生きがいへの低下を招いているかもしれない。③神聖的・宗教的事項)、④恩恵的事項へのアセスメントをしていく配慮が必要であろう。

# 宿泊所から見える「法制度の対象にならない福祉ニーズ」

## —女性シェルター15年の実践を踏まえて—

○中野宏美(36351)<sup>1)</sup>、松浦薫<sup>2)</sup>

所属 東京社会福祉士会、特定非営利活動法人しあわせなみだ<sup>1)</sup>、矯風会ステップハウス<sup>2)</sup>

キーワード：女性、宿泊所、シェルター、福祉ニーズ、貧困ビジネス

### 【研究背景】

法制度の対象にならない福祉ニーズへの対応が問われているが、そのニーズは潜在化しがちである。筆者がスタッフを務める女性シェルターAは、「様々な理由で」住宅に困っている低所得の人、及び「生活困難等」により住宅確保のできない人を対象とした宿泊所である。そこで、宿泊所のクライアントの「理由」や「困難」を明らかにすることは、こうしたニーズを明確化することにつながると考えた。

### 【研究目的】

本研究では、宿泊所を利用するクライアントの状況を分析することで、法制度の対象にならない福祉ニーズの明確化を目的とする。

### 【研究方法】

#### 1. 対象

2000年10月から2015年3月までの女性シェルターAの利用者、のべ436名。

#### 2. 調査内容

利用者ファイルより「入居前の居場所」「入居理由」「入居期間」「退居後の行き先」「入居中の支援」について調査した。

#### 3. 分析方法

各項目について、件数ならびに平均を算出した。

### 【倫理的配慮】

本研究は「公益社団法人日本社会福祉士会正会員及び正会員に所属する社会福祉士が実践研究等において事例を取り扱う際のガイドライン」を遵守し、個人が特定されないよう、統計的に処理した。また本研究の発表については、宿泊所を運営する法人の女性福祉委員会にて承諾を得た。

### 【結果と考察】

#### 1. 入居前の居場所(図1参照)

宿泊所の本来の目的は「住居に困る」または「住居を確保できない」クライアントへの住居提供で

ある。しかし本調査では、自宅からの入居が3割を超えている。法制度の対象にならない福祉ニーズを抱えることにより、クライアントが自宅を退居せざるをえない状況に追い込まれている可能性がある。

#### 2. 入居理由(図2参照)

女性シェルターという特性もあり、DVによる入居が50.2%と最も多くなっている。最近では、病気や障がいを伴う入居が増加している。

また入居者は、1人平均1.5の理由を抱えていた。「住居喪失後、妊娠が明らかになる」「障がい者が家族から暴力を受ける」等、課題が複数重なることで、単一の法制度では対応しきれない福祉ニーズを生み出していると考えられる。

さらに、景気が悪くなると、失業に伴う住居喪失が増える傾向がある等、社会の状況に応じ、福祉ニーズも変化することが推測される。

#### 3. 入居期間(図3参照)

本宿泊所の入居期間は原則6ヶ月である。開所当時は29日以下が23%を占めていたが、徐々に長期化し、2014年度中に退居した方の3人に1人が、6ヶ月を超えた利用となっている。平均入居期間は155.3日である。福祉ニーズの複雑化が、入居期間の長期化につながっていると考える。

#### 4. 退居後の行き先(図4参照)

開所当時は、退居後アパートで一人暮らしを始める方が64%を占めていた。ここ5年では、他施設で新しい生活をスタートする方が増加している。背景には、福祉施設の増加、また福祉ニーズの多層化・複雑化により、限られた入居期間内では応えきれず、施設を転々とするクライアントが存在すると思われる。

#### 5. 入居中の支援(図5参照)

提供された支援は、病院をはじめ、裁判や通勤通学等多岐に渡る。金銭管理や服薬管理等、日常生活の支援を必要とする人もいる。対象者の状況を見極めた、専門性の高いソーシャルワークが求められることが推測される。



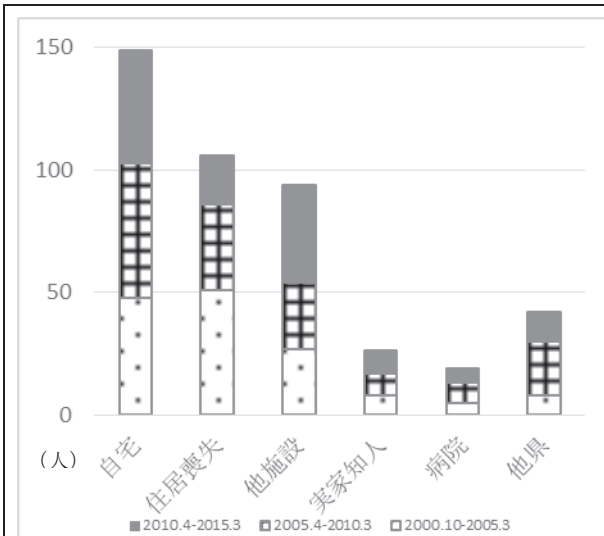


図1 入居前の居場所

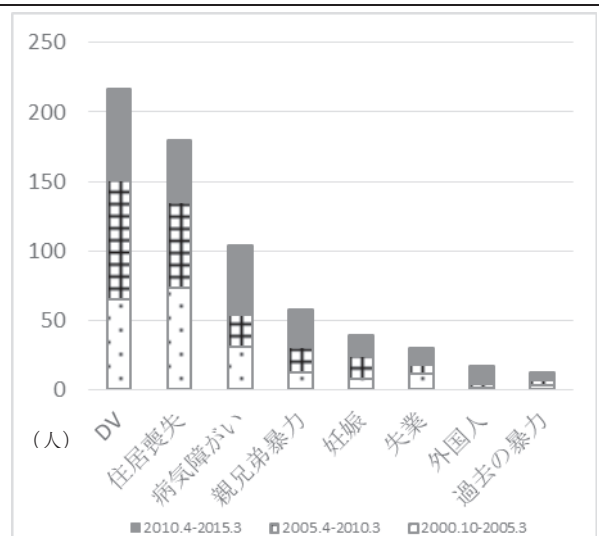


図2 入居理由（複数回答）

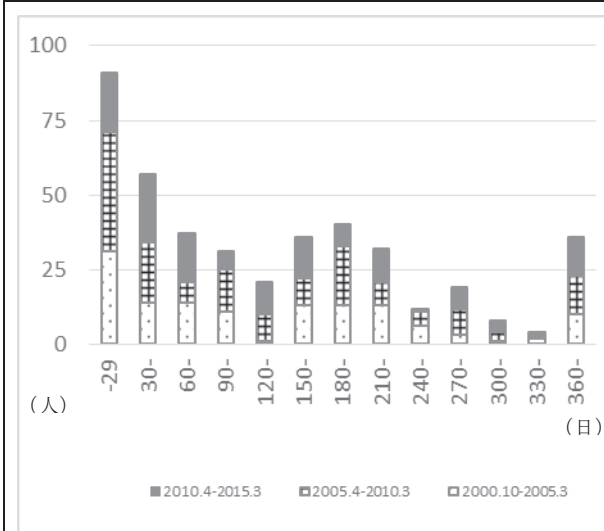


図3 入居期間

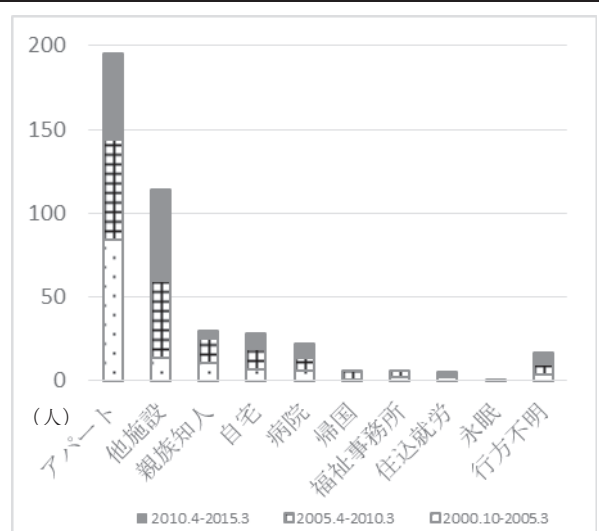


図4 退居後の行き先

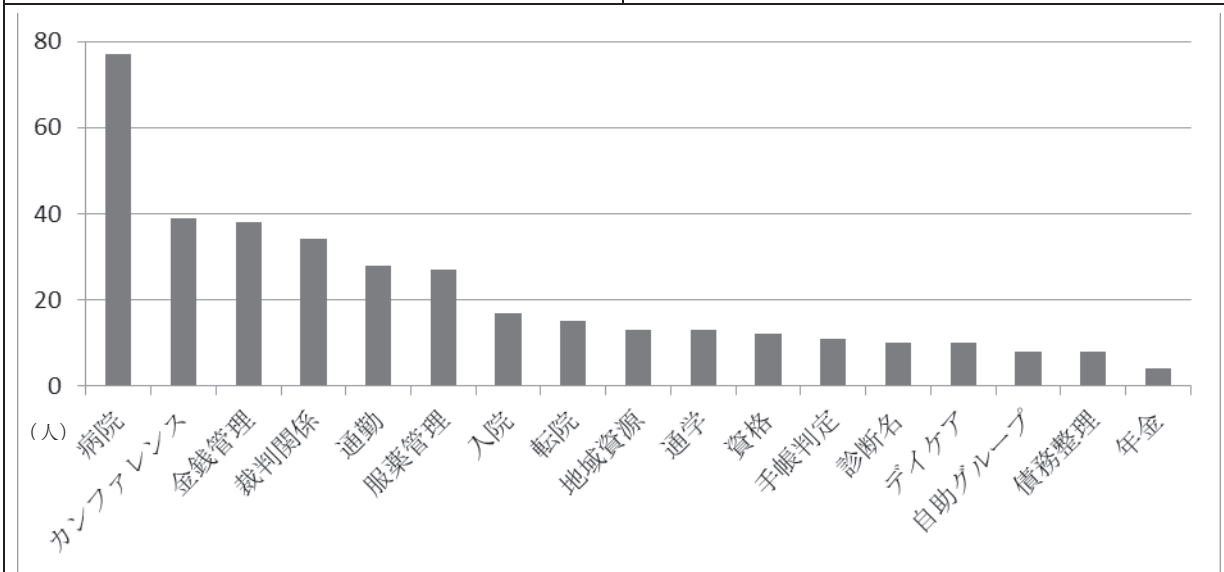


図5 入居中の支援（複数回答） ※2010.4-2015.3のみ

# 都内就労支援事業所による高次脳機能障がい者支援の可能性

## —地域に不足している社会資源を作り出す—

○井上佳江子 (46964)

所属 東京コロニー東京都大田福祉工場

キーワード：高次脳機能障がい 障がい者総合支援法 相談支援 就労継続支援

### I. 研究目的

障がいを一元的に支援する障がい者総合支援法実施後も、従来の「身体」「知的」「精神」の3障がい別に施設が分かれていることが一般的である。

このとき、上記のような手帳種別的に振り分けられない人々、例えば、高次脳機能障がいや、アスペルガー症候群（自閉症スペクトラム障害の一部）に対応出来る福祉サービスなどの地域社会資源はまだ不足している。東京都では平成18年から福祉保健局が自立支援法に基づき高次脳機能障がい者への相談支援や地域でのネットワーク作り等をはじめたがまだまだ途上である。また高次脳機能障がい者への支援は、「難しい」「経験がない」と福祉施設関係者から言われることが少なくない。

高次脳機能障がいとは、交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が損傷を受けた為に、言語や記憶などの機能に障がい起きた状態を言うのである。なお、脳が損傷を受けたために、言語や記憶などの機能に障がい起き、所持している手帳の種類は身体、精神、知的、のそれぞれ1種類のみの方から、2種類、3種類の手帳を所持する方まで様々である。

本報告では、このような状況に鑑み、高次脳機能障がいを持つ方々への就労支援を開始したが、開始間もないことから、その利用をする高次脳機能障がいの方から聞き取り調査を行い、その支援の可能性（方向性含）を検討することを目的とする。

### II. 研究方法

1.対象：本事業所に通所する高次脳機能障がい者9名（男性8名、女性1名：年齢平均52±12.50歳：手帳所持〔1～3の重複あ

り〕：精神3名、知的1、身体6名）を対象にした。なお本事業所は障がい者総合支援法による多機能型通所施設（移行支援・就労継続支援A型・B型）である。

2.調査方法：2016年1月～2月にかけて本事業所に通所する利用者からの聞き取りを行った。

3.調査内容：「当事業所の通所の生活について」を主とする半構造化面接を行った。

### III. 倫理的配慮

事例の使用にあつては、公益社団法人日本社会福祉士会の事例を取り扱う際のガイドラインに基づき、当事業所所長の承諾及び本人らの同意を得た。事例の内容について、その本質や分析の焦点が損なわれない範囲において、個人が特定されないように情報の操作を行った。

### IV. 結果（過去・事実）

A氏（60代、身体障がい、男性）

当初は1日服薬3回、失語が認められたが、現在は、「通所する事により、自身も失語・言語障がい回復され、注意力・集中力が改善された。日中は作業を行っていることで、眠剤等服薬が減った」とのことだった。また長年社会人・企業人として過ごして来た経験を元に、社会経験や就労経験の少ない若い人たちのリーダー的役割より「今の役割に社会的な意義を感じている」とのことだった。

B氏（50代、身体障がい、男性）

当初はひきこもりだったが、現在では、「病後8年経って初めて、左腕が無意識に動いた。左指先がムズムズする。宛名シール貼りの仕事をしていたら、まっすぐに文字が書けるようになった。通所して2年。間際は来るのがやっとであったが毎日来る事で体力と集中力

がついた」とのことだった。若い知的障がいや精神障がいの利用者の聞き役や指導役になっており、集団面接会や個別の就労相談にも出かけるようになった。

C氏（40代、身体障がい、男性）

当初は生活保護受給していたが、就労を希望し、現在では銀行の契約社員から昨年からは正社員になり、生活保護受給はなくなった。生活保護を返上し、「気持ち良かったーあ」とのことだった。

D氏（50代、精神障がい、男性）

当初は自宅にひきこもりがちだったが、現在では一般就労し、「基本的な生活習慣が戻り規則正しく健康的な生活に戻った。家族（主に妻）との関係が良くなった。働けるのがうれしい」とのことだった。

E氏（30代、身体・精神障がい、男性）

当初は自宅にひきこもりがちだったが、現在では転倒しながらも、毎日通所を通うまになり、今年に入ってから「通所できることから就職したい」とのことだった。

F氏（50代、身体障がい、男性）

当初は自宅にひきこもりがちだったが、現在では介護保険でのデイケアも利用し、「通所する事で規則正しい生活になった。失語も改善した。家族との関係が良くなった」とのことだった。

G氏（20代、知的障がい、男性）

当初は「脳が疲れ、眠くなる」とのことだったが、現在では「友達が多く出来た」と毎日規則正しく通所されている。

H氏（40代、身体・精神障がい、女性）

当初は通所の困難性が見られたが、現在は通所に慣れ「又働きたい」とのことだった。集団面接会に参加した。

## V. 考察

A氏の発言から、社会的な役割を本事業所で担うことで、障がい状態や生活の改善に寄与したと言えないだろうか。B氏の発言から社会的な役割を本事業所で担うことで、障がい状態や生活の改善に寄与したと言えないだろうか。C氏の発言から社会的な役割を本事業所で担うことで、生活保護の返上という社

会的な役割を本事業所で担うことで、障がい状態や生活の改善に寄与したと言えないだろうか。D氏の発言から社会的な役割を本事業所で担うことで、障がい状態や生活の改善に寄与したと言えないだろうか。E氏の発言から、社会的な役割を本事業所で担うことで、障がい状態や生活の改善に寄与したと言えないだろうか。F氏の発言から、社会的な役割を本事業所で担うことで、障がい状態や生活の改善に寄与したと言えないだろうか。G氏の発言から、社会的な役割を本事業所で担うことで、障がい状態や生活の改善に寄与したと言えないだろうか。H氏の発言から、社会的な役割を本事業所で担うことで、障がい状態や生活の改善に寄与したと言えないだろうか。

以上のことより、聞き取りを行った方々の全てが事業所に通所する事で、それまでの生活とは異なる状況が認められた。就労支援を通じて、利用者の方々が社会的な役割を持ったり、人間関係を得たりする場があることで、障がい状態や生活の改善に寄与出来る可能性を示唆していると考えられるだろう。とくに本事業所で行なった支援は、どの事業所でもできることである。高次脳機能障がいの方を受け入れるかどうか、またその特性を捉えてどこまで真摯に支援を行なっていくかが問われているだけの気もする。本事業の報告から多くの事業所が高次脳機能の方々の支援を検討いただける機会になれば幸いであると同時により示唆できる支援方法の確立へ至れるよう検討していきたいと考える。

## VI. 結論

高次脳機能障がい者への支援は、「難しい」「経験がない」とのイメージが持たれることがある。従来の社会福祉援助の観点から、利用者の特性を捉えた支援計画と支援を行なっていくことで、既存の施設でも充分支援の可能性のあることが伺えた。今回の実践報告で得た支援の方向性をさらに検討しながら、都内において高次脳機能障がいの方々への支援が進むよう支援の実績を積んでいきたいと思う。

# 障害者就労支援事業所における施設外就労導入の効果について

## — 多様な就労支援ニーズに対応するために —

○橋本一豊（47855）

所属 東京社会福祉士会 特定非営利活動法人WEL‘S新木場

キーワード：就労支援、施設外就労、障害者

### 【研究背景】

厚生労働省の平成27年障害者雇用状況の集計結果によると、雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新している<sup>1)</sup>。並行して、障害者の就労支援ニーズが高まってきており、障害者雇用を支える社会資源も増加傾向にある。

一方で、ソーシャルワークにおける就労支援実践現場では障害者雇用経験のない企業の不安を解消するための雇用支援や、就労後の定着支援、就労経験のない方や就労に不安がある方への段階的な支援など、幅広い支援が求められているものの、マンパワー不足やノウハウ不足があり、適切な就労支援プロセスが構築されないことが課題となっている。

高まる就労支援ニーズの背景の中で、これまで一般就労が困難であった障害者の就労支援が増え、就労に至るまでのアセスメント、ジョブマッチング、就労後の定着支援という就労支援プロセスを経た段階的な支援がより一層必要になることが予測される。

このような状況を鑑み、今後の多様な支援ニーズに対応するために、当事業所では就労移行支援事業、就労継続支援B型事業所の施設外就労先を開拓し、就労支援を効果的に行うための実践研究を行った。

### 【研究目的】

本研究では、雇用経験のない企業、段階的な支援が必要な障害のある方の就労支援においての、施設外就労導入後の機能及び効果について調査すると共に、導入方法の確立と効果的な就労支援のあり方について展望することを目的とする。

### 【研究方法】

#### 1. 対象

(1) 当法人の運営している、就労移行支援事業所及び就労継続支援B型事業所の18歳～61歳までの利用者29名（男性2

4名、女性5名、うち知的障害者24名、精神障害者5名）に調査を行った。このとき、施設外就労導入においてCSRや地域貢献に関心のある企業3社と関わった（リサイクル業、アミューズメント業、加工業）。

#### 2. 調査内容

##### (1) 調査期間

利用者ニーズ調査は平成28年4月時点の在籍者および就労者（就労後3年以内）。企業ニーズ調査は施設外就労の取り組みを始めた平成23年10月1日～平成28年4月。

##### (2) 調査方法

利用者に対しては、自由面談で事業所内において関心のある作業種目について意思確認し、施設外就労先での作業を通じて支援ニーズを調査し、企業に対しては、雇用相談の中で支援ニーズを調査した。

##### (3) 調査項目

障害のある人の就労支援の実践をより効果的に行うための仕組みとして、事業所における施設外就労の機能を活用し、企業ニーズと利用者ニーズをより正確にとらえるため分類化し、ニーズ分析と実践の効果を検証した。

#### 3. 方法

(1) 障害のある人の就労支援における施設外就労の機能を明らかにするために、施設外就労先でのアセスメントを行った場合の就労率、定着率の向上を検証する。

(2) 障害のある人の就労支援における施設外就労の効果を明らかにするために、施設外就労導入における事業所側、企業側の費用対効果を確認する。

(3) ソーシャルワーカーが施設外就労先を開拓していくため、その対象となる利用者



ニーズと企業ニーズを分類化し、ニーズに合った適切な導入方法を確立する。

#### 4. 倫理的配慮

本実践研究に関する情報管理は、十分な秘密保持の配慮を行った。また、本実践研究発表においては事業所内での共有を図り内容を十分に精査し、個人情報取り扱い責任者の確認を経た上で書面により法人の承認を得た。

#### 【結果】

##### (1) 施設外就労の機能について

- 1) 施設外就労先で実際の作業を利用者が行うことで、作業適正や環境設定などのアセスメントができ、適切なジョブマッチングに繋がった（3年間で15名が就労し13名が就労継続）。
- 2) 請負元企業が施設外就労を導入したことで、支援員の対応や作業遂行状況を現場内で確認できるため、障害者雇用のイメージを実感した上で無理なく雇用を進めることができ、施設外就労から請負元企業に3名が就職した。
- 3) 重度障害のある方など、一般就労が難しい利用者への「生活」と「仕事」の一体的な支援において、企業就労と福祉的就労の中間的役割を担うことが出来た（福祉的就労の全国平均は時給200円以下であるが、時給600円～800円程度の工賃支払いが出来た）。

##### (2) 費用対効果について

- 1) 企業からの作業委託費を分配することで高い工賃を保証できる（障害者のメリット）
- 2) 企業内で行っている業務を請負うため設備投資が不要（事業所のメリット）
- 3) 請負業務により企業の労務コストが削減できる（企業のメリット）

##### (3) ニーズの分類化について

ソーシャルワーカーが施設外就労先を開拓する上で把握すべき支援ニーズについて以下のとおり分類化した。導入においては、事業所の利用者の支援ニーズを把握した上で、分類化された企業ニーズに対応できる提案をソーシャルワーカーが行った。

分類	企業ニーズ	利用者ニーズ
A 1	事務系職種で段階的に雇用したい	事務系での企業就労を希望
A 2	労務系職種で段階的に雇用したい	労務系での企業就労を希望
B 1	作業委託で様子を見て雇用検討	段階的な支援で企業就労が可能な方
B 2	作業を委託したい	福祉的就労を希望

#### 【考察】

##### (1) 施設外就労の機能について

事業所が施設外就労の導入を進めることで、事業所内ではできない企業就労に近い環境の中でアセスメントを行うことができる。このことで、段階的な就労支援プロセスの中でジョブマッチングを図ることができ、利用者 と 障害者雇用を行う企業にとって不安解消することのできる有効な仕組みであると考察する。

また、企業就労が難しい利用者に対しても、施設内作業より効率的に工賃向上が期待でき、仕事と生活の支援を一体的に進めることができる。しかし、施設外就労の機能についてはあまり知られてなく、施設外就労の普及啓発が求められると考察する。

##### (2) 費用対効果について

施設外就労導入による事業所側、企業側の費用対効果はあるものの、現場では生産性が求められ作業と支援の両立を保つためのマネジメント能力が必要になる。また、企業の立場からは導入においてのリスクが先行し、施設外就労についての理解を得ることが難しい実情もあるため、施設外就労に取り組む企業へのインセンティブがあると導入の後押しに繋がると考察する。

##### (3) ニーズの分類化

施設外就労先の開拓を進めるためには、利用者ニーズと企業ニーズを的確に把握できるソーシャルワーカーの存在と提案力、それを後押しする有効な制度の活用が必要になってくるがそれを学べる機会が皆無である。

#### 【参考文献】

- 1) 厚生労働省ホームページ  
「平成27年障害者雇用状況の集計結果」

# 電話相談におけるソーシャルワーク実践

## — 夜間の対話の中に見える安心電話の役割と利用者の変化の可能性 —

○松村 茂 (1556)

所属：電話相談事業研究開発委員会

キーワード：安心電話、メンタリティ、受容と傾聴から対話型電話相談

### 【研究背景】

東京社会福祉士会電話相談事業研究開発委員会では、平成 20 年 9 月まで、「高齢者安心電話」の名称で東京都の委託事業として電話相談を実施してきた。委託事業が終了した後、平成 20 年 10 月より、当会独自事業として名称を「高齢者のための夜間安心電話」（通称“安心電話”）に改め、毎日 19 時 30 分～22 時 30 分、1～2 名の当委員会会員がボランティアで相談を担っている。

安心電話の出発点は、夜間における高齢者の不安感や孤独感の低減を図り、電話による対話を通じて高齢者が本来持っている生きる力の回復を促すということであった。利用者も相談員も匿名で、一回限りの相談という原則を踏まえつつ、その理念は現在でも継続されている。「手段が電話だけ」といってもソーシャルワーク実践ととらえ、結果的に長く関わっている利用者もおり、その変容が見られることもある。

このような重要性があるにも関わらず、本事業の意義について、これまで検証はされてきていない。そのため本事業の役割や効果を振り返ることで大いに事業（継続）の意義を検証できると思われる。

### 【研究目的】

上記より、本稿では、第一に、電話相談内容から、安心電話の役割を明らかにする。

第二に、利用者の経過を確認することで、電話相談による利用者の変化からその効果を検証する。

### 【研究方法】

第一の目的より、過去 3 年分（平成 25 年～27 年）の総相談件数（7,962 件）を用いた（年齢別、男女別、主題別、同居・独居別等

の各総数）。第二の目的より、2 年半以上関わった多くの事例を合わせ一つの事例（A さん）として用いた（事例分析を行なう）。

A さんの設定：すべてにおいて頼りきっていた夫の急死でうつ的になってしまい、「生きていてもしかたがない」、「夫の元へいきたい」と思うようになった。

### 【倫理的配慮】

本事例の利用においては、個人情報保護の観点のもと、よくある事例から作成したものであるが、事例で伝えたい主旨が変わらないように情報の操作を行った。なお研究大会への発表について当委員会を確認し、抄録内容についても了解を得ている。

### 【結果】

#### 1、電話相談内容から

相談時間帯は開始時間の 19：30 よりかかりはじめ、22：30 までほとんど話し中の状態となる。総相談時間は、毎年増加傾向にある。平成 26 年度から年間 1,330 時間（80,000 分）を超え、平成 27 年度の 1 件当たりの平均相談時間は 30 分を超えた。相談者の年齢層は、40 代より増え始め、60 代・70 代・80 代がピークである。男女別では女性が 3 分の 2 を占める。

相談者の居住地は都内 23 区が過半数近くに達する。相談者の生活面では独居が 7 割を超える。相談主題として、福祉制度や介護保険等の専門的な相談は 1 割程度にとどまる。その反面、対話の欲求・孤独感や寂しさの解消・メンタル面の不安緩和の要望など、心の状態に関する相談である〈メンタリティ〉が 7 割に達する。

#### 2、A さんの相談援助経過から

##### （1）初期

初めての電話で A さんは、「夫の急死で、毎

日寂しく孤独に感じている。娘の所は、婿や孫たちとくつろいでいるかと思うと電話することもためられる。特に夜間は「たまらない」と訴えた。その電話から3か月ほどの期間、毎日のように掛けてきた。相談員は日毎に変わっても、その都度Aさんの話を聴き、その感情をしっかりと受け止めるように心がけた。

#### (2) 展開期

4か月頃から、少し落ち着いた生活が感じ取れるようになってきたことで、相談員は今後の生き方の立て直しへと話を進めていくことを考えた。ある相談員が趣味の発掘、実現できる可能性など対話を重ねた。Aさんは、夫が好きだった趣味の園芸を始め、きゅうりやなすの栽培について報告も兼ねて話されるようになった。その頃から電話は週2~3回になった。

#### (3) 成熟期

1年が過ぎた頃から、電話は週1回程度になった。Aさんは、「顔も名前もわからないし、話の内容が他に漏れる心配もない。誰にでも話せるようなことではない心の内を、批判することなく、相談員が暖かく受け入れてくれる。生きることが楽になりました」と話されている。この経験は娘との関係にもいかされ、程よい関係が築けているとのことである。

#### 【考察】

##### 1, 電話相談内容から

第一の研究目的について、安心電話の役割を次のとおり考える。

安心電話利用者の世帯状況は、独居が7割を占める。また年齢別では60代~80代が中心である。その方たちの相談主題は、7割が〈メンタリティ〉に属する。独居高齢者には対話の欲求があり、孤独感や寂しさの解消を求めていることがうかがえる。また、最近が高齢者ばかりでなく、精神的に不安を抱える40代~50代の方々についても、夕方を過ぎて孤独感を募らせ電話をかけてくるケースが増えている。

このことから、安心電話が利用者の対話の欲求に応え、孤独や寂しさの解消のための受け皿としての役割を担い、平穏な気持ちで生活を送れるよう支えていることが確認できる。

##### 2, Aさんの相談援助経過から

第二の研究目的について、利用者と相談員の関係を次のように整理した。

初期は、受容と傾聴の時期である。Aさんが、自分の孤独や寂しさを訴え、相談員は受容と傾聴に努めた。最初の3か月間に当たる時期である。その中で、利用者と相談員の感情の共有が始まった。

展開期は、利用者が相談員の考え方やアドバイスを受け入れたり、実行したりする時期である。Aさんは相談員の生き方の立て直しへの提案を受け入れ、実践していった。考え方の共有とでも言える時期である。

成熟期は、利用者自身の中に新たな気づきが生まれる時期である。Aさんは、安心して話す場があることで生き方が楽になったと話された。そして、娘との関係も新たな気づきの中で修正してきた。安心電話において、利用者本人の中で気づきが生まれ、考え方や行動の変化がみられることで、その効果が確認できる。

##### 3, まとめ

安心電話の開始時間から電話が鳴り始め、つながらない電話も増えている。電話相談内容からも、Aさんの相談援助経過からも、安心電話の役割が確認できた。孤独感や寂しさを解消できる方法は簡単に見つからない。安心電話のように継続的に繰り返して対話していくことで効果が生まれると思われる。「望まない孤立」の状態にある利用者を支えている安心電話は、事業としてさらなる展開が必要と考える。

#### 【課題】

安心電話では、受容と傾聴を出発点としながら、利用者と相談員の一定の信頼関係を構築し、いわば受容と傾聴から一步踏み込んだ相談のあり方を、〈対話型電話相談〉と呼んでいる。〈対話型電話相談〉のあり方について、相談員間でのさらなる共有化を図りながら、これからも安心電話の灯をともし続けていきたいと考えている。

#### 【参考文献】

東京社会福祉士会 (2014) 「高齢者のための夜間安心電話

# 「罪に問われた高齢者・障害者への支援」

## —社会福祉士が法廷に立った—

公益社団法人 東京社会福祉士会 理事  
司法福祉委員会 副委員長 廣瀬哲朗

### 【実践背景】

刑事司法と福祉との連携は2009年度を期に大きく動き始めたと言えます。矯正施設からの出所者対策として、社会福祉士を配置した「地域定着支援センター」が開設（厚生労働省）され、矯正施設や更正保護施設（法務省）に社会福祉士や精神保健福祉士が採用され始めました。また同年に厚生労働省事務次官の冤罪事件も起こり、社会の耳目を集めたのは記憶に新しいところです。その後2012年度からは地方検察庁への社会福祉士の配置が始まり、現在は全国の地検に広がりつつあります。さらに本年度からは法務省東京矯正管区にも東京社会福祉士会の人材が勤務しています。

2013年に東京社会福祉士会は「司法・福祉連絡協議会」を「東京三弁護士会障害者等検事問題検討行議会」と共に立上げました。その主旨は「罪に問われた高齢者や障害を持つと疑われる人々に対して、専門職の立場から障害可能性の見立てや支援方法を提案する。」という観点でした。そして2014年度から弁護士会と社会福祉士の協業支援が開始されました。東京社会福祉士会はその実効性を確実にするために社会福祉士の刑事司法への関与に関する事業、実施要項」を定め、「弁護士と連携できる福祉専門職（刑事司法ソーシャルワーカー/社会福祉士）」の養成講座、フォローアップ研修等を実施しています。

### 【実践報告】

#### 1. 対象

2015年度に東京の三弁護士会から支援依頼を受けた案件の分析を中心に、支援活動の実際と今後の課題と展望を整理します。

#### 2. 調査内容

(1) 収容された刑法犯のうち高齢者、障害者の実

態について公的資料を参照します。

- (2) 福祉的支援が必要な、逮捕・勾留された高齢者・障害者（疑い含む）等の実情についての分析を行いました。
- (3) 弁護士との連携についての知見をもとに、その留意点等を明確にするよう試みています。
- (4) 刑事裁判の実際について報告し、その制約等を確認しています。
- (5) 東京社会福祉士会司法福祉委員会の活動について報告し、検討を行いました。

### 【今後の展望】

本事業は「逮捕」から始まり判決で終了するものではなく、一審判決後も控訴の場合や、またそのまま収容拘留、出所等と幾つかの変遷を経ます。その間、数年から数十年の経過を経ても支援は継続するものですが、その間の対象者は社会から隔離された別世界で生活しています。時間の経過に伴う各事象の変化を、どのように乗り越えて支援を継続させていくのか？社会福祉士が作成した「更生支援計画書」を真に活かして、本人の社会復帰を支援するまでの仕組みづくりは、まだまだこれからです。また公判も通常審理と裁判員裁判とでは対応に工夫が必要であるなどが解りつつあり、今後の司法改革の行方にも注視が必要です。

本事業は他に類型を視ないものであり、しかもまだ緒に就いたばかりです。また他県に於いても同種の活動が始まっています。今後は他県とのネットワーク構築等で多くの情報交換を行いながら、より充実した被疑者支援が可能となるように実践研究を深度化すること、また本事業が刑事司法の枠組みの中での必要性が広く認知され、社会福祉士によって永続的かつ効果的に実践される、その端緒となるべく考察いたします。



## 2015 年度低所得者支援事業センター事業報告

低所得者支援事業センター副センター長 菅居千晶

各事業所主任、副主任 鏡真美、五十嵐朋恵、海老澤浩史、

太田正二、鴨澤真広、小木曾美紀、堀内桃子、高橋咲、安武美保

### 1.はじめに

～低所得者(生活困窮者)を取り巻く状況～

### 2.東京社会福祉士会の理念の制定 (2015 年)

### 3.事業報告

東京社会福祉士会では、2012 年当時、生活保護・ホームレス関連委員会として、2012 年 9 月に事業報告書を作成している。それから 4 年経過し、現在それらの事業は低所得者支援事業センターに引き継がれている。しかし人員体制も大きく変わり、受託事業内容も当時とは異なっている。現在、低所得者支援事業センターでは、2013 年に新たに制定され 2015 年から施行された「生活困窮者自立支援法」に伴い開始された事業が半数となった。そのため、事業を開始したばかりであり、報告書を作成するには至っていない。

今回は途中経過として口頭報告のみ行いたい。2015 年度は事業 A、事業 B、事業 C、事業 D、事業 E、事業 F の 6 事業を受託し取り組んできた。それぞれの事業は、社会情勢の変化に伴って国が定めた法律等に基づいており、各自治体等から受託し取り組んできたものである。これらのうち、3 事業については、先にもふれたが今年度新たに開始されたものである。また 1 事業については、今年度で受託を終了した。

今回の実践研究大会では 1 事業のみ報告を行う予定である。その他の事業については、次年度以降に報告を予定したい。

(1) 事業 A は、2002 年「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、2006 年開始したものである。

(2) 事業 B は、「生活困窮者自立支援法」の制定に伴い、2014 年のモデル事業から開始したものである。

(3) 事業 C は、2002 年「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、2005 年より開始したものである。ただし、この事業は 2015 年度をもって終了となった。

(4) 事業 D は、事業 B 同様、2014 年のモデル事業から開始したものである。

(5) 事業 E は、リーマンショックによる失業者の増加のため設置された「住宅手当緊急特別措置事業」として、2009 年より開始したが、2015 年からは「生活困窮者自立支援法」の制定に伴う事業に内容が変更となった。

(6) 事業 F は、2007 年から、「地域生活移行支援事業(居住支援事業)の賃貸保証等契約支援における緊急連絡先業務」として開始したものである。

### 補足.東京社会福祉士会が自治体等から事業を受託する基本的な考え方

東京社会福祉士会は、定款 3 条にて「社会福祉の援助を必要とする東京都民の生活と権利の擁護、社会福祉に関する知識及び技能の普及・啓発、地域福祉サービスの発展を図るとともに、社会福祉事業に携わる専門職員に対する倫理の確保、専門的技能の研鑽を行い、もって東京における社会福祉の増進に寄与すること」を目的としています。

また、定款第 4 条では、その目的を達成するための事業として、東京都民の生活と権利の擁護、社会福祉の情報、知識及び技能の普及啓発、地域福祉サービスの推進と発展の支援、専門領域に関する調査研究、社会福祉士の専門性の向上等の 8 項目を掲げています。

この定款第 3 条と 4 条を受け、東京社会福祉士会が受託している低所得者支援事業センターの事業受託の意義は、以下 4 項目としています。

- 1) 専門職として先駆的開拓的な取り組みができること。
- 2) 利用者サイドに立った事業をモデル的に展開できること。
- 3) 事業を通して人材養成ができること。
- 4) 事業実践から政策提言をしていくこと。

# 今 やろう

東京社会福祉士会 災害福祉委員会企画 ワークショップ

時 間：12時45分～13時45分

会 場：2205 教室

《プログラム》

講義・個人ワーク：30分

グループワーク：30分

## 【ワークショップ開催の目的】

防災・減災について意識を高めるためのきっかけ作りとして、昨年秋に都民一世帯ごとに配布されている「東京防災」を活用し、「出前講座」を各地区の社会福祉士会にて開催しています。

今回のワークショップでは、参加者が災害・減災をテーマに意見交換や情報共有によって、連携を図ることをとおして、災害についての意識を高め、社会福祉士としての役割を考えてもらうことを目的にしています。

- ①30年以内に発生すると予測されている『首都直下型地震』  
何パーセントの確率で発生するか、ご存知ですか？
- ②東京で災害が起きたら 電力、水、  
上・下水道が復旧するまでに最低どれだけの日数がかかるか、ご存知ですか？
- ③水や食料の備蓄はどれだけ必要でしょうか？



災害から命や生活を守るために、何が必要でしょうか？  
何から始めるべきかをみんなで話し合しましょう。  
社会福祉士として、利用者や地域の人々に何ができるかを考えましょう。

★本ワークショップは、出前講座として各地で開催しています。都内の地区会や委員会での勉強会や研修として出張いたします。



## 東京社会福祉士会の理念

私たちは公益を目的とする社会福祉士の団体として、  
豊かな地域生活実現のため、  
責任と誇りをもって  
「より添い、ともに悩み、育み、創り出す」  
ソーシャルワーク実践を行う。

## 使命と役割

- ①東京をフィールドとするコミュニティワークを実践し、  
地域社会の福祉に貢献する。
- ②東京における社会施策の充実と改革に寄与する。
- ③高い倫理観を保持した、  
専門的実践力のある社会福祉士を育成する。
- ④時代に適合した新たな支援の構築のため、  
実践に基づく調査研究を行い、広く発信する。
- ⑤利用者本位のソーシャルワーク実践をとおして、  
社会福祉士の社会的認知の向上を図る。

ソーシャルワーカーデー東京・実践研究大会 2016 資料集

(非売品)

---

2016年9月3日 発行

編集・発行

公益社団法人 東京社会福祉士会

ソーシャルワーカーデー東京・実践研究大会 2016 運営実行委員会

〒170-0005

豊島区南大塚 3-43-11 福祉財団ビル 5階

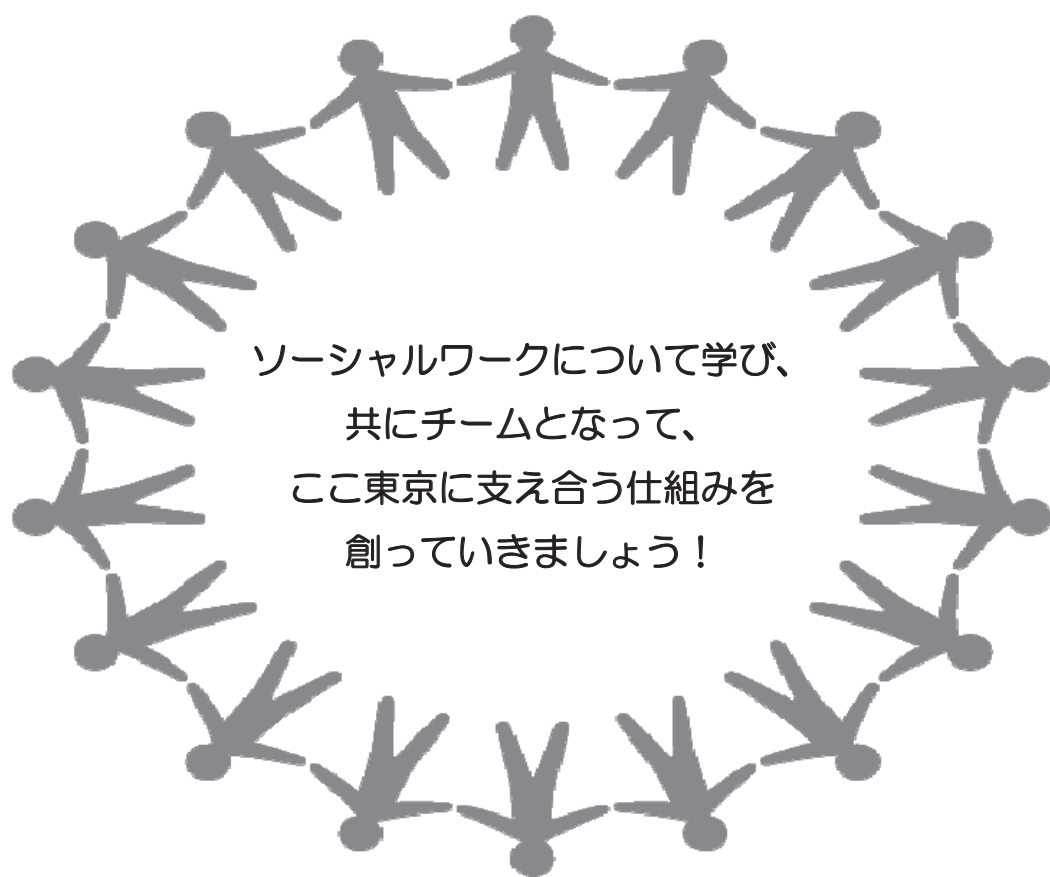
tel 03-5944-8466 fax 03-5944-8467

E-mail : [social\\_workers\\_day@tokyo-csw.org](mailto:social_workers_day@tokyo-csw.org)

URL : <http://www.tokyo-csw.org/>

Copyright ©2016 Tokyo Association of Certified Social Workers All Rights Reserved.





ソーシャルワークについて学び、  
共にチームとなって、  
ここ東京に支え合う仕組みを  
創っていきましょう！